

第 19 号議案

中野区地球温暖化防止条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 3 月 3 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

地球温暖化防止対策審議会を廃止する必要がある。

中野区地球温暖化防止条例の一部を改正する条例

中野区地球温暖化防止条例（平成23年中野区条例第35号）の一部を次のように改正する。

「第4章 地球温暖化防止対策審議会（第15条・第16条）

目次中 第5章 表彰（第17条）

第6章 雑則（第18条）

を「第4章 表彰（第15条）に改める。
第5章 雑則（第16条）」

第4章を削る。

第5章中第17条を第15条とする。

第5章を第4章とする。

第6章中第18条を第16条とする。

第6章を第5章とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。